

産前産後期間相当分の保険料の軽減措置について

平素は、組合運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では厚生労働省からの通知を受け、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、出産した被保険者について、産前産後期間における国民健康保険料の軽減措置を導入することとなりました。

具体的には、出産した日の属する月の前月から、出産した日の属する月の翌々月までの、出産被保険者等に係る4か月分（多胎妊娠の場合は6か月分）の国民健康保険料を組合員へ還付させていただきます。

【申請方法】

- (1) 「出産育児一時金」の**直接支払制度を利用された方**
→決定通知送付時に、**国保組合から申請用紙をお送りします。**
- (2) 「出産育児一時金」の**直接支払制度を利用されなかった方**
→「出産育児一時金」の申請の際、**国保組合から申請用紙をお送りします。**
- (3) その他の方（出産後に組合に加入された方等）
→**国保組合までご連絡をお願いします。**

【必要書類】

- (1) 産前産後保険料軽減措置に係る届出書
 - (2) 出産の事実、単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類
 - (3) 振込先口座情報の確認書類
(**通帳・キャッシュカード・インターネットバンキングの画面等の写し**)
- ※ 通帳の場合、口座情報が明記されている面（1～2ページ目等）をコピーして下さい。

【対象者】

令和5年11月1日以降に出産した被保険者の方
妊娠85日以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む）

【返還方法】

対象期間経過後、一括して指定口座へ還付いたします。
月々の控除時における減額、分割しての還付は行いません。

【留意事項】

法律の施行が令和6年1月となるため、対象期間のうち、**令和6年1月以降の保険料が免除**されます。

産前産後期間（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象者・手続きについて

- 令和5年11月1日以降に出産された被保険者の方が対象。
妊娠85日以上の出産が対象(死産・流産・早産、人工妊娠中絶含む)
- 組合から該当者に届出用紙を送付します。（直接支払制度利用者）
※直接支払制度を利用しない方は、「出産育児一時金」の申請時に送付します。

免除内容について

- 出産月の前月から出産月の翌々月まで保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 法律の施行が令和6年1月のため、令和5年度に限り、
令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料のみが免除されます。
令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

- 免除期間終了後、対象期間の保険料を還付いたします。

届出に必要な書類

- ① 届出用紙
 - ② 添付書類
 - ・ 出産の事実、単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できる書類
 - ・ 振込口座情報の確認書類
- ※詳細については、届出用紙をご確認ください。

届出先

大阪府歯科医師国民健康保険組合

TEL 06-6772-8306